⑵　国家公安委員会及び警察庁は、原子力艦から放射性物質が大量に放出されることによる災害（以下「原子力艦原子力災害」という。）に対する対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域における対策を除く。）に関し、平素から内閣府、外務省その他の関係機関と緊密に連絡するものとする。

⑶　警察庁は、都道府県警察の行う原子力事業者原子力災害及び原子力艦原子力災害（以下これらを総称して「原子力災害」という。）に対する対策に関し、指導調整を行うものとする。

2　警察職員に対する原子力防災知識等の教養訓練

警察庁は、災害対策に従事する都道府県警察の職員に対し、原子力災害に関する基礎知識、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養訓練を行うものとする。

3　原子力災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の原子力災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

ア　放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、放射線防護衣その他の防護用機材

イ　サーベイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

第２　災害発生時における措置

1　情報の受理・連絡

⑴　警察庁は、原子力事業者原子力災害又は原子力事業者原子力災害に発展するおそれがある事象が発生した旨の連絡を受けたときは、原子力規制委員会との連絡を密にするとともに、被害規模に関する概括的な情報及び警察による対応の状況を官邸（内閣官房）及び原子力規制委員会に連絡するものとする。

⑵　警察庁は、原子力艦原子力災害又は原子力艦原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した旨の連絡を受けたときは、内閣府との連絡を密にするとともに、被害規模に関する概括的な情報及び警察による対応の状況を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡するものとする。

2　警察庁の警備体制

⑴　原子力事業者原子力災害に対する対策のための警察庁の警備体制は、以下のとおりとする。

ア　長官は、原災法第15条第２項の規定による原子力緊急事態宣言が行われ、国に原子力災害対策本部が設置された場合においては、長官を長とする対策本部を設置するものとする。

イ　長官は、原災法第10条第１項前段に定める事象が発生し、国に関係省庁事故対策連絡会議が設置された場合においては、警備局長を長とする対策本部を設置するものとする。

ウ　長官は、イに規定する事象に発展するおそれがあると原子力規制委員会が認めた事故若しくは原子力事業所が所在する市町村に係る震度５弱以上の地震が発生した場合であって必要があると認めたとき又は当該市町村に係る大津波警報若しくは東海地震注意情報が発せられた場合においては、警備局長を長とする対策本部又は警備課長を長とする対策室を設置するものとする。

エ　長官は、自然災害への対策のため第２編の規定に基づく警察庁の警備体制をとった場合において、当該自然災害に起因する原子力災害への対策のためアからウまでに掲げる体制をとったときは、効率的に業務が推進されるよう両体制の連携に配意するものとする。

オ　長官は、原災法第15条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、国に引き続き原子力災害対策本部が設置されたときは、警察が行うべき原災法第２条第７号の原子力災害事後対策及び関連する対策の規模並びに態様に応じた所要の警備体制を維持するものとする。

⑵　原子力艦原子力災害に対する対策のための警察庁の警備体制は、以下のとおりとする。

ア　長官は、原子力艦原子力災害が発生した場合において、国に緊急災害対策本部が設置されたときは長官を長とする対策本部を、国に非常災害対策本部が設置されたときその他必要なときは次長を長とする対策本部を、それぞれ設置するものとする。

イ　長官は、原子力艦原子力災害又は原子力艦原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した場合において、いまだ国に緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されないときその他必要なときは、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案して、必要に応じ、警備局長を長とする対策本部又は警備課長を長とする対策室を設置するものとする。

3　原子力災害対策本部等への警察職員の派遣

長官は、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部その他の原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象に対応するための臨時の組織が国に設置されたときは、職員を指定して当該組織に派遣するものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

1　原子力災害警備計画の策定

⑴　以下に掲げる都道府県警察は、警察本部及び関係する区域を管轄する警察署それぞれにおいて、原子力事業所における事故による原子力災害に対する対策の要領を定めた警備計画（以下「原子力災害警備計画」という。）を策定するものとする。

ア　原災法第２条第４号に定める原子力事業所の所在地を管轄する都道府県警察

イ　アに掲げるもののほか、原災法第６条の２第２項第３号に定める原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を管轄する都道府県警察

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、その管轄する都道府県の都道府県防災会議が原子力事業所における事故による原子力災害に関する地域防災計画を策定している都道府県警察

⑵　原子力災害警備計画は、原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象の発生に際し、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）との連絡、災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、交通規制その他の措置を的確にとることができるよう、以下に掲げる事項について、本節の内容を踏まえて定めるものとする。

ア　警備体制に関すること。

イ　情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民への伝達に関すること。

ウ　避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関すること。

エ　交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。

オ　犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

カ　警察職員の被ばくの防止及び被ばく線量の管理に関すること。

キ　その他原子力災害に対する対策を円滑かつ的確に実施するために必要な事項

⑶　原子力災害警備計画には、以下に掲げる資料を必要に応じ添付するものとする。

ア　原子力事業所に関する資料

イ　災害警備本部の体制に関する資料

ウ　部隊の編成に関する資料

エ　関係機関及び関係事業者との通報連絡要領に関する資料

オ　避難対象者（避難行動要支援者等を含む。）の避難経路、避難先、搬送手段その他避難誘導に関する資料

カ　原子力災害警備用装備資機材に関する資料

キ　その他原子力災害に対する対策を円滑かつ的確に実施するために必要な資料

⑷　原子力災害警備計画の策定に当たっては、以下の事項に配意するものとする。

ア　大量の放射性物質が短時間のうちに広い範囲にわたり放出される可能性があること。

イ　自然災害に起因して原子力災害が発生した場合には当該自然災害により通信の途絶、道路の不通、汚染、要員の不足等の障害が発生する可能性があること。